

会 議 議 事 録

事務局 定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第1回宮城県建築審査会を開催いたします。

はじめに、会議の公開についてご説明いたします。

宮城県建築審査会条例第6条の規定に基づき、会議は公開することとしております。なお、県情報公開条例第19条但し書きでは、非開示情報等を含む事項について審議する場合等であって、会議の構成員の3分の2以上の多数で決定した時は、非公開とすることができますが、本日の審議事項は非開示情報が含まれないことから、公開により開催いたします。

次に、議事録につきましては、発言者を明記の上、作成することとし、議事録署名委員に内容を御確認いただいた後、ホームページで公開いたしますので、あらかじめ御承知願います。

本日の会議の定足数を確認いたします。本日は、委員5名の出席をいただいております。宮城県建築審査会条例第4条の規定に基づき、委員の半数以上が出席しており定足数を満たしていますので、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは風見会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

<次第1 開会>

会長 ただいまから、令和6年度第1回宮城県建築審査会を開催いたします。
今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局 傍聴希望者はありません。

<議事録署名委員の指名>

会長 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。
本日の議事録の署名を、及川委員と角田委員にお願いします。

<次第2 審議事項>

会長 それでは議事に入りたいと思います。

審議する案件の概要について、事務局から説明願います。

事務局 本日審議いただく案件について、ご説明いたします。

お手元の次第をご覧ください。

審議事項として、議案は4件ございます。

まず、第1号議案及び第2号議案は、建築基準法第44条第1項第二号の規定による道路内建築の例外許可でございます。どちらも宮城交通株式会社より、富谷市内においてバス停留所の上家の建替に係る許可申請があったものです。内容が重複していますので、まとめて説明させていただく予定です。第3号議案は、建築基準法第44条第1項第四号許可に係る事前同意基準の改正についてでございます。第4号議案は、建築基準法第55条第3項許可に係る事前同意基準の改正についてでございます。

その他、報告事項として2件ございます。

一つ目は、令和5年度第1回宮城県建築審査会の議案の処理結果について、二つ目は、建築審査会事前同意基準に基づく許可状況についての報告でございます。

それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<第1・第2号議案について>

会長 第1号及び第2号議案は、ともに道路内建築の例外許可で同じタイプということで、まとめて事務局から説明願います。

事務局 (第1・2号議案について説明)

会長 基本的には事前同意基準にほぼ合っているけれども、通行上支障があるかという部分についてこの中で確定しなければならないということですね。

ただ今の説明について、委員の先生方、ご質問等や意見はございませんか。

一般的な案件かとは思いますが、何か気になる点はありませんか。

意見として、上屋下部の扱いで、今回は通行上の支障は全くないかと思いますが、こういうものは事前同意に含められないのかとは思いますが、

事務局 　　今回は初めてのケースということで審査会に諮りましたが、事例を重ねてきましたら事前同意基準の改正を検討していきたいと考えています。

会　　長　　その辺り考えていただければと思います。本件とは関係ありませんが、むしろ事前同意基準の内容の精査が必要かと思います。

　　他にご質問はありませんか？

　　ご質問がないようですので、本件につきまして、同意することにご異議ありませんか。

委員一同　　異議なし

会　　長　　ご異議がないようですので、本件は同意することとします。

　　<第3号議案の審議>

会　　長　　それでは第3号議案について、事務局から説明願います。

事務局　　(第3号議案について説明)

会　　長　　最近よく見受けられる電気自動車の充電施設などの事例に応じて改正したということですね。ただ今の説明について、委員の先生方、ご質問等ございませんか。

　　これについて現在問題となっている事案は出てきていませんか。

事務局　　そういった事案は特にありません。

会　　長　　逆に言うと、こういった施設がパーキングエリア等の道路内に建築されることが増えているということでしょうか。

事務局　　そのとおりです。

会 長	<p>他にご質問はありませんか？</p> <p>ご質問がないようですので、本件につきまして、同意することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	異議なし
会 長	<p>ご異議がないようですので、本件は同意することとします。</p> <p><第4号議案の審議></p>
会 長	引き続きまして、第4号議案について、事務局から説明願います。
事 務 局	(第4号議案について説明)
会 長	<p>ただ今の説明について、委員の先生方、ご質問等ございませんか。</p> <p>ご質問がないようですので、本件につきまして、同意することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	異議なし
会 長	<p>ご異議がないようですので、本件は同意することとします。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議事項は終了致します。</p> <p><次第3 報告事項 ></p>
会 長	次に、報告事項について、事務局から説明願います。
事 務 局	<p>まず、令和5年度第1回宮城県建築審査会でご審議いただきました議案の処理結果について報告させていただきます。</p> <p>(前回審査会の処理状況について報告)</p> <p>次に、宮城県建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について報告させていただきます。</p>

(事前同意基準に基づく許可状況について報告)

報告事項は、以上になります。

会 長 事務局からの報告事項等について、ご質問等がありましたらお願いします。
ご質問がないようですので、続いて、その他に参ります。事務局から説明願います。

< 次第4 その他 >

事務局 次回の開催日程についてです。次回は令和6年11月12日(火)午後3時から、宮城県行政庁舎11階 第二会議室において開催を予定しております。

開催については、別途文書でご連絡いたします。

以上でございます。

< 次第5 閉会 >

会 長 以上で、本日の議事はすべて終了といたします。

事務局 それでは、これをもちまして令和6年度第1回宮城県建築審査会を終了いたします。ご審議、ありがとうございました。